

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	相模原市 地方税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本評価書は、平成30年1月のシステム更新後の地方税事務について記載する。

## 評価実施機関名

相模原市長

## 公表日

令和6年8月19日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税事務
②事務の概要	<p>地方税法及び相模原市市税条例等の法令に基づく下記の事務</p> <p>①個人住民税に関する事務            ②固定資産税・都市計画税に関する事務            ③軽自動車税に関する事務            ④事業所税申告納付に関する事務</p>
③システムの名称	1. 課税システム 2. 国税連携システム(eLTAX) 3. 審査システム(eLTAX) 4. 中間サーバ 5. 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税課税情報ファイル 2. 個人住民税課税情報ファイル(eLTAX) 3. 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル 4. 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル(eLTAX) 5. 軽自動車税課税情報ファイル 6. 事業所税課税情報ファイル 7. 事業所税課税情報ファイル(eLTAX)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下、「市番号法条例」という。)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(地方税法関係)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>財政局 市民税課、資産税課、税制・債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所            市長公室 DX推進課            緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む            中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む            南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む</p>

②所属長の役職名	市民税課長、資産税課長、税制・債権対策課長、納税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、DX推進課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	相模原市 財政局 市民税課、資産税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769-8223(資産税課)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	(別表第2における情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
平成29年12月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 鈴木 忠勝、資産税課長 長谷川 一男、緑市税事務所長 大貫 勝、南市税事務所長 石井 規文、情報政策課長 井上 隆、大沢まちづくりセンター所長 薄井 卓、城山まちづくりセンター所長 水野 克己、津久井まちづくりセンター所長 鈴木 克己、相模湖まちづくりセンター所長 甘利 雅弘、藤野まちづくりセンター所長 佐藤 尚史、大野北まちづくりセンター所長 大島 直人、田名まちづくりセンター所長 長田 浩、上溝まちづくりセンター所長 佐藤 憲一、大野中まちづくりセンター所長 田中 正信、麻溝まちづくりセンター所長 光岡 淳、新磯まちづくりセンター所長 新井 国師、相模台まちづくりセンター所長 長田 浩美、相武台まちづくりセンター所長 村田 典久、東林まちづくりセンター所長 菊地原 真、串川出張所所長 佐藤 尚、鳥屋出張所所長 山崎 哲男、青野原出張所所長 大熊 哲郎、青根出張所所長 杉本 恵司	市民税課長 日井 義一、資産税課長 長谷川 一男、緑市税事務所長 田中 正信、南市税事務所長 石井 規文、情報政策課長 井上 隆、大沢まちづくりセンター所長 網本 佳代、城山まちづくりセンター所長 水野 克己、津久井まちづくりセンター所長 畑 秀雄、相模湖まちづくりセンター所長 甘利 雅弘、藤野まちづくりセンター所長 佐藤 尚史、大野北まちづくりセンター所長 木村 達也、田名まちづくりセンター所長 長田 浩、上溝まちづくりセンター所長 斎藤 規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮 豊、麻溝まちづくりセンター所長 光岡 淳、新磯まちづくりセンター所長 大貫 勝、相模台まちづくりセンター所長 長田 浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田 小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原 真、串川出張所所長 佐藤 尚、鳥屋出張所所長 山崎 哲男、青野原出張所所長 坂本 英治、青根出張所所長 杉本 恵司	事後	重要な変更にあたらぬ。 (人事異動による変更)
平成30年6月15日	II しきい値判断項 1. 対象人数 いつの時点の計測か	平成28年1月1日時点	平成29年12月1日時点	事前	
平成30年6月15日	II しきい値判断項 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	平成28年7月1日時点	平成30年1月15日時点	事前	
令和1年6月27日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②部署長の役職名	市民税課長 日井 義一、資産税課長 長谷川 一男、緑市税事務所長 田中 正信、南市税事務所長 石井 規文、情報政策課長 井上 隆、大沢まちづくりセンター所長 水野 克己、津久井まちづくりセンター所長 畑 秀雄、相模湖まちづくりセンター所長 甘利 雅弘、藤野まちづくりセンター所長 佐藤 尚史、大野北まちづくりセンター所長 長田 浩、上溝まちづくりセンター所長 斎藤 規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮 豊、麻溝まちづくりセンター所長 光岡 淳、新磯まちづくりセンター所長 大貫 勝、相模台まちづくりセンター所長 長田 浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田 小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原 真、串川出張所所長 佐藤 尚、鳥屋出張所所長 山崎 哲男、青野原出張所所長 坂本 英治、青根出張所所長 杉本 恵司	市民税課長、資産税課長、債権対策課、納税課、緑市税事務所長、南市税事務所長、情報政策課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査 監査の有無	—	○自己点検 ○内部監査	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更による変更)
令和3年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の3の2、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和3年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当 部署 ①部署	企画財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 企画財政局 企画部 情報政策課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 総務局 情報政策課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和3年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	相模原市 企画財政局 税務部 市民税課、資産税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769-8223(資産税課)	相模原市 財政局 税務部 市民税課、資産税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769-8223(資産税課)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の3の2、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の4	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 総務局 情報政策課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 市長公室 総合政策部 DX推進課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の制定による変更)
令和4年11月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 市長公室 総合政策部 DX推進課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	財政局 市民税課、資産税課、税制・債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 市長公室 DX推進課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)



